

答 申 第 106 号
令和 7 年 1 月 28 日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和 6 年 9 月 26 日 付け 青公委第 83 号 による 下記の 諮問 について、別紙のとおり 答申 します。

記

警備業法に基づく認定証更新申請書等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 6 年 8 月 26 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、次のとおり行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (1) 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 5 条（認定手続）第 1 項の 3 及び第 11 条（変更の届出）第 1 項並びに第 22 条（警備員指導教育責任者）第 1 項にある営業所ごとに「選任」する警備員指導教育責任者の登録状況について、株式会社〇〇〇の「〇〇〇」、「〇〇〇」、「〇〇〇」毎の警備員指導教育責任者の「氏名」及びその者が「選任として登録されている期間」がわかるもの。
- (2) 上記「選任」について、「兼任」に係る申請及び「承認」の状況がわかるもの。
- (3) 事実上、登録手続きが行われず、関連文書が存在しない場合は、その旨の記載を要望する。
- (4) 上記について、保存されているものをすべて請求する。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として、「認定証更新申請書（令和元年 11 月 18 日付け）」及び「法第 11 条第 1 項変更届出書（令和 2 年 2 月 6 日、令和 4 年 1 月 31 日、令和 4 年 12 月 20 日付け）」を特定した上で、法人代表者印の「印影」を条例第 7 条第 3 号に該当するとして、また、警備員指導教育責任者に係る欄の「氏名」、「住所」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」を条例第 7 条第 1 号に該当するとして、それぞれ不開示とする一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 6 年 9 月 3 日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年9月11日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、「警備員指導教育責任者」の「氏名」（以下「本件不開示部分」という。）を開示するよう求める。（個人の住所、生年月日は不要）

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 令和○年○月○日、A地方裁判所B支部で実施された裁判（「令和○（○）第○号、○○○事件」）に係る証言についての事実確認及び今後実施を予定する「公益通報」、「告発」等に係る提出書類に記述する内容についての事実確認をするため。

イ 「公益通報」、「告発」等の実施においては、条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）が適用となるものと思料される。

ウ 上記の提出書類に記述する内容について、事実と異なるものや憶測によるものは、逆に個人の権利等を害するおそれがあり、また、当該部署の業務に混乱を生じさせるおそれがあることから、客観的に事実を確認できるものが必要である。

尚、法人の構成員である警備員指導教育責任者の「氏名」を明らかにしたからといって、法人の経営内容、業務実施能力又は評価結果、落札業者の技術力等が明確となるわけではなく、競争入札上の地位、その他正当な利益を害するおそれはないことから、不開示部分は開示できるものと思料される。

(2) 反論書

ア 実施機関は、「当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり」と条例の運用基準の規定を根拠にしていながら、具体的に法人に対する不利益の発生について説明をしていない。

イ 実施機関は、法人等に関する情報であると同時に構成員各個人に関する情報でもあるとしておきながら、「氏名」が明らかにされた際、個人が受ける不利益を説明していない。

ウ 実施機関は「警備員指導教育責任者」について、「法人の役員」ではなく法人の構成員であり、公にしていない情報と主張しているが、「法人の役員」でないことが不開示理由とするならば、少なくとも「法人の役員」である「指導教育責任者」の「氏名」は開示すべきである。

エ 実施機関は、「審査請求理由が、審査請求人と法人の間に行われている裁判であり将来、公益通報や告発を予定であるという理由が、不開示情報である個人情報条例第9条による高度の行政的な判断を要する案件として、個人の保護すべき利益を上回る「公益上特に必要と認める理由」には当たらない。」と主張しているが、この主張は、審査請求人の後ろに多数の警備員の思いがあることを認識し、そのうえで「違法行為」等により不利益を受けている事実を知りながらこれを黙認するものである。

オ 不開示部分の記載内容により、「公益通報」、「告発」等の内容の変化、提出先の変化が起こり得る状況において、「公益通報」、「告発」等の実施の将来性について、すべてが条例第9条に該当しないと判断するのは軽率であり認められない。

更に審査請求人が、労働基準監督署及び司法の場において、具体的かつ客観的な証拠の提示を求められている経験からも不開示情報の開示は必要であり、特に信頼性の高い資料の提出は、提出先の行政機関等の対応について、誤った判断をさせることが無いことから、不開示情報の開示は、極めて重要であると言える。よって開示を行わないことについては否認する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張する本件処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

- (1) 審査請求人は、審査請求の理由として、「法人の構成員である警備員指導教育責任者の「氏名」を明らかにしたからといって、法人の経営内容等に関して利益を害するおそれはない」旨を申し立てている。

しかし、本件の警備員指導教育責任者は、法人の役員ではなく法人の構成員であり、公にしていない情報である。

法人等情報のうち、法人等の構成員に関する情報は、条例第7条第3号の解釈で

は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあるとしている。

このことから、実施機関では、諮問実施機関が公にしていない構成員の「氏名」が条例第7条第1号の個人情報に該当すると判断して不開示とした。

- (2) 審査請求人の審査請求理由は、法人との間で「損害賠償請求事件」の裁判をしており、その事実確認及び今後実施を予定する「公益通報」、「告発」等に係る提出書類に記述する内容についての事実確認をするため本件不開示部分の開示を求めるとし、その開示要求は条例第9条の公益上の理由による裁量的開示情報が適用になるものと思料されるとして審査請求を求めている。

しかし、審査請求人と法人の間で行われている裁判であり、将来、公益通報や告発する予定であるという理由が、不開示情報である個人情報を条例第9条による高度の行政的な判断を要する案件として、個人の保護すべき利益を上回る「公益上特に必要と認める理由」には当たらないと判断した。

- (3) 以上から、本件処分は妥当であり、維持することが適当である。

2 弁明書(2)

- (1) 法人代表者の「印影」を不開示にした理由は、条例第7条第3号に該当するからである。

法人の代表者の「印影」は、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、同号ただし書に該当しないため、不開示とした。

- (2) 条例第7条第1号（個人情報）の規定では、「氏名」は個人情報と規定しており、不開示情報である。

その一方で、同号ただし書イにおいて、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については開示することとしているが、本件不開示部分は、法令や条例又は慣行として公にされておらず、公にすることを予定されてもいない情報であり、警備業法上も明示や標示する義務はないため、開示対象にならないと判断した。

本件不開示部分が明らかにされた際の個人が受ける不利益は、実施機関が条例に照らし合わせて「公益上特に理由がない」と判断したにもかかわらず、不開示情報と定められた個人の「氏名」を公にすること自体が、個人の不利益である。

- (3) 審査請求人は、警備員指導教育責任者が法人の役員が兼務している場合はその者の氏名だけでも開示すべきであると主張しているが、兼務している情報は法人内部又はその関係者等が知り得る情報であり、審査請求人が何らかの方法で知り得た情報であると思われるが、本件不開示部分は、上記(2)のとおり公にされておらず、公にすることを予定されてもいない情報である。

そのため、審査請求人が兼務していることを知っているという理由で、公にしている指導教育責任者の氏名の開示はできない。

- (4) 情報開示は、審査請求人が必要であるから開示するものではなく、条例及びその解釈に基づき判断している。

実施機関は、審査請求人が法人を相手に民事裁判を行っていることに對して関与する立場にはない。

審査請求人が主張する開示を求める理由は、1つの法人内における労働問題、開示請求者側の関係者の思いや、法人内等で明らかにした犯罪を疑うことの記述はあるが、条例に規定している「公益上特に必要とする理由」と認める具体的な理由が示されていないため、不開示とした。

- (5) 審査請求人は「公益通報」、「告発」を予定しているため、その判断のためにも「氏名」の開示を求めているが、先に説明したとおり、情報開示は審査請求人が欲しい情報という理由で開示できるものではない。

条例に照らし合わせて開示の有無を判断しているのであり、「公益上特に必要とする理由」と認める具体的な理由が示されていないため、「公益通報」や「告発」を予定しているとしても「氏名」の情報開示の理由にならない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 条例第7条第1号該当性について

- (1) 実施機関は、本件不開示部分が条例第7条第1号に該当するとしている。

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則と

して不開示とすることとし、同号ただし書により、法令の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）等について、同号の不開示情報から除くこととしている。

- (2) 本件不開示部分は、特定の個人を識別することができる情報である氏名であることから、条例第7条第1号本文前段に該当すると認められ、かつ、同号ただし書きイないしハに該当する事情は認められない。

3 条例第9条による裁量的開示

審査請求人は、「公益通報」、「告発」等の実施においては、条例第9条が適用となるものと思料されると主張しているので、以下、本件不開示部分の条例第9条該当性について検討する。

(1) 条例第9条について

ア 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第7条第2号に掲げる情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」と規定している。

イ 条例第7条各号に定める不開示情報については、基本的に開示してはならないものであるが、このような不開示情報であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示することの利益が不開示とすることの利益に優越すると認められる場合があり得ることを否定できないため、条例第9条は、不開示情報であっても、実施機関の高度な行政的判断により裁量的に開示することができることとしたものである。

(2) 条例第9条による裁量的開示について

ア 本件不開示部分は、前述のとおり、条例第7条第1号に該当するものである。条例第9条による裁量的開示を行うに際しては、不開示情報の性質と開示することによる利益とを比較衡量することとなる。公益通報や告発等、審査請求人の主張を踏まえたとしても、そのことをもって本件不開示部分を開示する利益が、開示しないことにより保護される利益を上回るとまでは認められない。

イ よって、本件処分において、条例第9条による裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

4 結論

以上のとおり、本件不開示部分は、条例第7条第1号に該当すると認められ、条

例第9条による裁量的開示をしなかった実施機関の判断に、裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められないことから、本件処分は妥当である。
よって、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年10月 3 日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和 6 年10月16日	・ 諮問実施機関からの弁明書を受理した。
令和 6 年11月14日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和 6 年11月29日 (第164回審査会)	・ 審査を行った。
令和 6 年12月10日	・ 諮問実施機関からの弁明書(2)を受理した。
令和 6 年12月20日 (第165回審査会)	・ 審査を行った。
令和 7 年 1 月24日 (第166回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋谷 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部助教	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

（令和 7 年 1 月 28 日現在）

